

## 小田原市斎場太陽光発電設備設置事業プロポーザル選定委員会設置要領

### 第1 設置

小田原市斎場太陽光発電設備設置事業を実施するにあたり、プロポーザル方式による契約の相手方となる候補者の選定を厳正かつ公正に行うため、小田原市斎場太陽光発電設備設置事業プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### 第2 所管事務

選定委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 太陽光発電設備設置事業者の選定に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の選定に関すること。
- (4) その他必要な事項

### 第3 組織

- 1 選定委員会の委員は、6人とする。
- 2 選定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 3 選定委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 環境部長
  - (2) 環境部管理監
  - (3) 環境部ゼロカーボン推進課長
  - (4) 総務部資産経営課長
  - (5) 建築課職員で経験を有する者
  - (6) 未来創造・若者課で推薦された者

### 第4 委員長の職務等

- 1 委員長は、委員会を代表し、選定委員会の事務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

### 第5 会議

- 1 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 選定委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

## 第6 意見の聴取

選定委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を選定委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

## 第7 庶務

選定委員会の庶務は、環境部環境保護課において処理する。

## 第8 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

## 附則

この要領は、令和5年4月5日から施行する。